

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、申立期間①は集金人に、申立期間②は市町村役場の窓口で、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、12か月と比較的短期間である上、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できる上、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は無いことから判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は集金人にまとめて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号受付処理簿から、昭和44年6月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①は過年度納付によることとなるため、制度上、集金人は過年度保険料を収納できなかったものと考えられる上、申立期間①を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付したと記憶する国民年金保険料額（約5,000円）は、申立期間①の保険料額（2,400円）と相違している上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月及び 60 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月
② 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行うとともに、両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、市町村の国民年金被保険者名簿に記載されている市町村役場の電子計算処理システムへの登録日（昭和 54 年 4 月 1 日）から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、当該時点の頃に行われたものと推認され、当該手続時点で、申立期間①は現年度納付できる期間である。

また、申立期間①は、1 か月と短期間である上、市町村役場は、「申立人に対して申立期間①の現年度保険料の納付書が発行されたと思われる。」と回答しているところ、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親は、「納付書が来たら遅れても払っていた。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る保険料について納付していたものと考えることが自然である。

さらに、申立期間②は、2 か月と短期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間の前後において、申立人の両親の住所や仕事など生活状況に変化は無いことから判断すると、申立人の母親が、申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、還付された記憶も無いにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和56年10月31日に納付した領収証書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間である申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

昭和56年10月31日は、特例納付の実施期間中でなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないことは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月7日に、同社C営業所における資格取得日に係る記録を同年8月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月12日まで

私は、昭和31年から平成12年まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、同社B支店から同社C営業所へ異動した頃（昭和42年7月）である申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社からの回答、同社が保管する辞令簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述内容及び前述の辞令簿の記載内容により、当該異動での申立人との入替人事の相手方と推認できる同僚のオンライン記録から、A社B支店での被保険者資格の喪失日は昭和42年8月7日、同社C営業所での被保険者資格の取得日は同年8月8日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年10月の被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年8月まで

私は、市町村役場で国民年金の任意加入手続を行い、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅の近くに所在する複数の金融機関のうち、いずれかの窓口で納付していたと主張しているところ、23か月にわたり複数の金融機関から送付される国民年金保険料の領収済通知書による収録を市町村役場又は社会保険事務所（当時）が誤ったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は税などと一緒に納付していたと述べているものの、納付していたとする国民年金の保険料額及び納付頻度等について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。